

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

農水産業協同組合貯金保険機構は、「農水産業協同組合貯金保険法(以下「貯金保険法」という。)による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報保護関係法令を遵守し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

農水産業協同組合貯金保険機構

## 公表日

令和7年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務
②事務の概要	<p>【貯金保険機構の貯金保険業務の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農水産業協同組合貯金保険機構(以下「当機構」という。)は、貯金者等の保護及び破綻農水産業協同組合(以下「組合」という。)に係る資金決済の確保を図るため、貯金保険制度を確立し、信用秩序の維持に資する、との貯金保険法(昭和48年7月16日法律第53号)の目的達成に向けて、貯金保険制度を適切に運用すること等を使命としている。</li><li>・当機構は、貯金保険制度を運用する貯金保険業務として、組合からの貯金保険料の収納業務、貯金者等に保険金を支払う上で必要となる組合の名寄せのデータ整備を促進するための業務を行っている。また、組合が貯金等の払戻しを停止すること等により破綻した場合、一定額の対象貯金等を保護(定額保護)するための保険金の支払、事業譲受け・合併等を行う救済組合に対する資金援助を行う。</li></ul> <p>【貯金保険機構において特定個人情報ファイルを取り扱う事務】</p> <p>①組合の破綻処理時の名寄せにおける利用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・貯金保険で保護される貯金等の額は、決済用貯金は全額、それ以外の貯金等については、1組合ごとに1人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等の合計額となる。このため、組合が破綻した場合、同一の貯金者等が同一組合内に保有している複数の貯金等口座を集約し、合算する作業が必要となる。これを「名寄せ」と称している。</li><li>・この作業は、貯金保険法第57条の2により、当機構が名寄せに関して提出する項目をあらかじめ指定したフォーマット(以下「機構指定フォーマット」という。)に基づき、破綻組合又は破綻組合から依頼を受けた電算センター(以下「破綻組合等」という。)において作成された名寄せに必要な貯金者等データ(以下「名寄せ用データ」という。)の提出を受け、当機構が実施している。</li><li>・当機構が行う名寄せにおいて、破綻組合等から提出を受ける名寄せ用データに個人番号を加え、当機構が保有するシステムを利用し、従来から利用していた貯金者等のカナ氏名・生年月日等の一一致・不一致に加え、個人番号の一一致・不一致を突合することにより、同一貯金者等を特定した上で、当該貯金者等が保有する複数の貯金等口座を集約し合算する処理を行う。</li></ul> <p>②名寄せ用データのシミュレーションテスト時の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当機構では、組合破綻時の円滑な名寄せを確実なものとするための平時からの検証として、貯金保険法第37条に基づき、組合及び電算センターから名寄せ用データの提出を受け、それが機構指定フォーマットに則り、正しく作成されているなどを当機構のシステムにより検証している。これを「シミュレーションテスト」と称している。</li><li>・上記①のとおり、組合の破綻処理時に提出を受ける名寄せ用データに個人番号を組み込むことから、シミュレーションテストにおいても、組合から個人番号を含むデータの提出を受け、名寄せ処理を行った上で、機構指定フォーマットに係る検証を行う。</li></ul>
③システムの名称	(1)付保貯金払戻・貯金等債権買取システム (2)保険金支払・貯金等債権買取システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)名寄せ検証用データ (2)本人確認情報照会結果ファイル	

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表の82の項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条の3</li><li>・住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の9、別表第1の14の項</li><li>・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号) 第1条第22項</li><li>・農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号) 第37条、第57条の2</li><li>・農水産業協同組合貯金保険法施行規則(昭和48年大蔵省・農林省令第1号) 第21条</li></ul>
--------	---

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施しない ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—	

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	業務部
②所属長の役職名	業務部長

### 6. 他の評価実施機関

—
---

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階 農水産業協同組合貯金保険機構 総務部 総務班 ( <a href="http://www.sic.or.jp/material/information-disclosure-system/">http://www.sic.or.jp/material/information-disclosure-system/</a> ) ※郵送の場合の宛先についても同上
-----	---

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	「7. 請求先」と同じ
-----	-------------

### 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	貯金者等の本人確認情報を確認するために、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。	

## 9. 監査

実施の有無  自己点検  内部監査  外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発  [ 十分に行っている ] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="radio"/> [ ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="radio"/> [ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

## 变更箇所